

前橋市市税条例の改正について（議案第53号）

市民税課

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 個人市民税

都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税制度）の見直しにより、特例控除額の措置対象を総務大臣が定める基準に適合する都道府県又は市区町村に対する「特例控除対象寄附金」とする。

(2) 軽自動車税

ア 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に乗用の自家用軽自動車を取得した場合の環境性能割の税率を1パーセント軽減する。

イ 令和元年度又は令和2年度に最初の車両番号の指定を受けた、一定の環境性能を有する三輪以上の種別割の税率について、グリーン化特例（軽課）の適用期限を2年間延長し、それぞれ令和2年度分又は令和3年度分に限り、燃費性能に応じて軽減する。

ウ 軽減対象車に係る軽自動車税について、納付不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の取得者等とみなして、軽自動車税に関する規定を適用する。

3 施行期日

令和元年6月1日（ただし、2の(2)については、同年10月1日）

1 ふるさと納税制度の見直しについて

総務大臣は、次の基準に適合する都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。

- (1) 寄附金の募集が適正に実施されているもの
- (2) 返礼品等の費用が寄附金額の3割以下であること
- (3) 返礼品等が都道府県等の地場産品であること

⇒指定を受けた都道府県等に対する寄附金＝「特例控除対象寄附金」

⇒総務大臣の指定を受けられなかった都道府県等に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる。

【控除イメージ】

例：年収700万円の給与所得者（配偶者及び扶養親族なしの場合、所得税の税率は20%）が、30,000円を都道府県等に寄附をした場合

適用 下限額	所得税の控除額	住民税の控除額 (基本分)	住民税の控除額 (特例控除分)
	$(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\%$ (所得税率※)	$(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$ (住民税率)	$(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (100\% - 10\% \text{ (住民税率)} - 20\% \text{ (所得税率※)})$
2,000円	5,600円	2,800円	19,600円

《特例控除対象寄附金に該当する場合》

← 所得税と住民税の控除額 28,000円 →

《特例控除対象寄附金に該当しない場合》

← 所得税と住民税の控除額 8,400円 →

→ 控除対象外 19,600円 ←

※平成26年度から令和20年度までについては、復興特別所得税を加算した率となるが、上記は、当該税率を除いて計算している。

2 環境性能割に係る臨時的軽減措置について

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に乗用の自家用軽自動車を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減される。

対象車	通常の税率	軽減後の税率
電気軽自動車、天然ガス軽自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0%	
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車		
上記以外の軽自動車	2.0%	1.0%

※★★★★は、平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車を表す。

※環境性能割の税額＝軽自動車の通常の取得価額(50万円超に限る。)×税率